

美しい香川づくり

香川県景観形成指針

— 資料編 —



かがやくけん、かがおけん。

香川県

－ 目 次 －

I 県内でのこれまでの主な取組み	
(1) 景観づくり・まちづくりに関連する主な取組み.....	3
(2) 香川フィルムコミッション事業.....	6
II 県内における具体的な取組みイメージ	
1. 計画による景観づくり	
(1) 景観法の概要.....	8
(2) 景観計画に定めることができる事項と関連法.....	11
(3) 景観計画策定について.....	12
(4) 景観法によるソフト面の支援モデル.....	18
(5) 景観法活用方策.....	21
2. 住民主体の景観づくり	
(1) 住民による取組み事例.....	27
(2) 景観に関する表彰制度等による普及啓発.....	28
3. 事業による景観づくり	
(1) 公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン.....	30
(2) 県内の公共事業における配慮事項.....	34
(3) 景観形成に活用できる法制度.....	36
(4) 景観形成に活用できる補助事業.....	37
III 景観づくりに関するQ&A	
.....	42

I 県内でのこれまでの主な取組み

II 県内における具体的な取組みイメージ

1. 計画による景観づくり
2. 住民主体の景観づくり
3. 事業による景観づくり

III 景観づくりに関するQ&A



(1) 景観づくり・まちづくりに関連する主な取組み

香川県内では、住民・事業者・行政により、景観づくりに関する取組みが行われています。

市町	取組み主体・条例等	取組みの特徴
香川県	【行政】 ・内海ダム景観づくり ハンドブック	内海ダム再開発事業に際して、内海ダムに関わる全ての担当者が良好な景観づくりに向けての共通認識をもち、ダム全体のデザイン思想の統一を図るため、良好な景観づくりに向けたデザインコンセプト・留意事項等を取りまとめている。
	【行政】 ・かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト	香川県内の農業や農村風景を見つめ直し、その美しさ、豊かさを再発見するため、かがわの農村・ふるさと景観写真コンテストを行っている。
高松市	【行政】 ・景観条例 ・仏生山歴史街道景観形成重点地区	門前町の面影が失われつつある現状を踏まえ、歴史ある街並みの保存を狙いとして、江戸時代に商業や娯楽の場として栄えた「仏生山歴史街道」を景観条例に基づく「景観形成重点地区」に指定し、歴史・風土景観の保全と歴史ある景観の育成に取り組んでいる。
	【行政・住民】 高松まちかど漫遊帖 実行委員会	高松の隠れた魅力を隅から隅まで味わいつくす、まち歩き型観光事業として、歴史探訪のみならず、食・産業その他高松の隠れた観光資源を発掘し、市民が主体となり自らコースを作成する。まち歩きガイドを実施しながら、高松の魅力を様々なジャンルで紹介し、観光客の誘致を図り、まちの活性化に繋げようとしている。
	【行政・住民】 源平屋島地域運営協議会	瀬戸内海国立公園有数の景勝地であり、源平合戦の史跡を有する庵治・牟礼・屋島地域の自然・歴史・文化・産業等の資源を活かした活性化方策を積極的に推進することにより、源平屋島地域の観光振興に資することを目的に活動している。
	【行政】 景観まちづくり刷新 支援事業	高松市の五色台からサンポートを経て屋島・志度湾へ続くシーフロントと、サンポートから中央通り、栗林公園、高松空港、塩江温泉郷を望むエリアは県内随一の都市機能・観光地を有しており、高松Tゾーンと称するまちづくり構想を示している。その中でも屋島・玉藻公園・栗林公園の3大観光地区を事業対象として、屋島山上の拠点施設・駐車場整備、登山道・遍路道・遊歩道整備、玉藻公園・栗林公園周辺の歩道高質化等を行うことで、都市の魅力向上、地域活性化に取り組んでいる。
丸亀市	【行政】 ・景観条例 ・高度地区の指定 ・事務所地区建築条例	多くの市民から親しまれ、城下町の象徴である丸亀城周辺に、高度地区を指定した。また、既に指定されていた特別用途地区の1つである事務所地区に事務所地区建築条例を施行した。このような用途及び建築物の高さの規制と併せて、都市景観条例に基づく事前協議制度により、丸亀城周辺の景観形成に取り組んでいる。
	【住民】 本島町笠島まち並保存協力会	一般公開している伝統的建造物については、資料館、休憩所、観光客への案内所などとして活用しており、笠島まち並保存協力会により、建物の管理、運営がなされている。また、古民家を利用した民宿の運営や街並みのPRを目的としたイベントの開催など、街並み保存を本島の活性化につなげる活動に取り組んでいる。

市町	取組み主体・条例等	取組みの特徴
善通寺市	【行政】 ・ 景観条例 ・ 散策ガイドブック	<p>良好な景観の形成に関する方針実現のために、市全体を景観計画区域とし、さらに景観特性に応じて3つの地域に区分し、それぞれに届出対象行為及び景観形成基準を設定し、これに基づき良好な景観形成に取り組んでいる。</p> <p>市内の観光拠点と景観資源をあわせた散策ガイドブックを四国学院大学の協力により年3回発行しており、活気あるまちづくりや景観に関する意識啓発に努めている。</p> <p>また、光による夜間景観を創出し、個性的な景観の形成を推進している。</p>
	【住民・事業者】 ・ アダプションプログラム	<p>アダプションプログラム（公共施設の里親制度）により、住民、事業者が里親となり、公共施設の清掃・管理を行っている。</p>
観音寺市	【行政・住民】 ・ 観音寺市観光協会 ・ 五郷里づくりの会 ・ NPOコットン	<p>観音寺市観光協会が地域住民や事業者と協働で、各地区でまち歩きツアーを開催している。その地域の景観や歴史を楽しみながら、伝統的な産業を体験できたり、郷土料理など地域の文化にふれあえる“まち歩き観光”を実施することで、地域の活性化や魅力向上に努めている。</p>
	【行政・事業者・住民】 ・ アダプトロード事業 ・ アダプトパーク事業	<p>住民、事業者が公園や道路の里親となって清掃・維持管理活動を行い、市がゴミ袋や清掃用具などを供給することで、行政と市民が協働で景観づくりを行っている。</p>
	【行政・事業者・住民】 ・ 有明浜クリーン作戦 ・ 銭形砂ざらえ	<p>さぬき瀬戸パートナーシップ団体である「有明浜を美しくする会」が、個人、団体、市内在住にかかわらず参加者を募って、月に一度、有明浜の清掃活動を行っている。</p> <p>市の観光スポットでもある銭形砂絵では、春季と秋季の年2回、行政、市民、地元企業・団体、地元学生、市内外の一般参加者など大勢の方により砂ざらえが行われており、良好な景観づくりが実施されている。</p>
東かがわ市	【住民】 特定非営利活動法人 東かがわ市ニューツーリズム協会	<p>引田の古い町並みを活用したイベントの実施や、古民家「笠屋邸」を借上げ市民の交流の場として活用している。また、ガイドと連携し、引田のまち並みとランチを組み合わせたまち歩きツアーを実施している。その他、市内の自然を活かした水主三山のパワースポットめぐり、ジオサイトを活かしたシーカヤックツアーなども実施している。</p>
土庄町	【行政】 景観条例 【行政・住民】 村里協議会	<p>良好な景観の形成に関する方針実現のために、町全域を景観計画区域とし、届出対象行為及び景観形成基準を設定し、これに基づき良好な景観形成に取り組んでいる。</p> <p>町内を10地区に分け官民一体となって地域の文化・歴史・景観の特徴を活かした活性化活動に取り組んでいる。</p>
小豆島町	【行政・商工会】	<p>小豆島町商工会が中心となり、「醬の郷景景観整備構想」策定して、醤油蔵や佃煮工場が集積している。苗羽地区の県道坂手港線沿いを中心に、街並み、文化施設、物販サービス施設等を整備し、観光客（交流人口）や定住人口の増加と、インバウンド対策など地場産業と商業と観光が一体化した「産業観光」による地域活性化に取り組んでいる。</p>

市町	取組み主体・条例等	取組みの特徴
直島町	【住民・事業者・行政】 ・まちづくり景観条例 ・直島のれんプロジェクト ・家プロジェクト	本村地区において、今も地域住民の記憶に残る屋号をまちづくりに活かすため、屋号表札の設置及び屋号マップ制作を行っている。また（本村・宮ノ浦）地区では、地域住民自らもデザイン作成に加わりのれん制作を行うことで、地域住民の景観保全意識の高揚へとつなげている。 また、民間事業者により景観を活かした事業が展開されている。
	【行政・住民】 直島町観光協会	観光客が歴史ある町並みや現代アートを十分楽しめるよう、本村地区の屋号計画や家プロジェクトなどを説明するボランティアガイドの活動をするほか、観光客誘導表示看板の設置、レンタサイクルの整備など受入体制の整備に努めている。
宇多津町	【行政】 ・景観条例	魅力ある景観づくりを推進するため、都市景観を形成する行為に関する協議その他必要な事項を定めるとともに、景観法の規定に基づく事項を定めた景観条例を施行し、宇多津町らしい魅力的な景観形成に取り組んでいる。
	【住民】 ・まちづくりファンド 助成制度—古街街並み修景事業	遍路道沿いの建築物について、周辺景観に配慮した外観の改修に対して助成する。 助成額 対象事業費の3分の2以内で上限を200万円
	【住民・事業者】 ・アダプションプログラム	アダプションプログラム（公共施設の里親制度）により、住民が里親となり、公共施設の清掃・管理を行っている。
琴平町	【行政】	金刀比羅宮の門前町として栄えた町として、メイン通りである金刀比羅宮の表参道沿いに点在する歴史的な建造物の保存・活用とともに、金倉川沿いの遊歩道整備、文化財を活かした街並み整備などを行っている。
丸亀市 善通寺市 琴平町 まんのう町	【行政・住民】 こんぴらさんへの道 するべ協議会	金毘羅参詣丸亀街道に点在する歴史的・文化的な資源を調査し、歩きたくなる丸亀街道をめざして、丁石や石灯籠を設置するほか、街道の認知度を高めるための講演会の開催やまちあるきガイドの育成、休憩所の整備などに取り組んでいる。
土庄町 小豆島町	【住民】 （一社）小豆島観光協会	醤油、オリーブ、そうめん、石材などの地場産業を活用した町歩きや作業現場の見学など、小豆島特有の産業観光の仕組みづくりのため、観光従事者の研修やガイドの育成、モデルコースや学習プログラムの作成などに取り組んでいる。
多度津町	【行政・住民】 合田邸ファンクラブ おいでまい町屋プロジェクト	本通地区内にある重要伝統的建築物群の実態調査について取り組みを行なっている。民間団体による町歩きの実施、歴史的価値のある旧家の一般公開を実施している。

(2) 香川フィルムコミッション事業

香川県には、穏やかで多島美を誇る瀬戸内海、四国八十八箇所霊場と遍路道、そして、全国に誇れる香川の食の代表、さぬきうどんなど撮影にふさわしいロケーションや資源が豊富にあります。

以下に、これまでの主な映画のロケ地をまとめています。

■八日目の蟬(平成 22 年)

<主なロケ地>

- ・小豆島



中山千枚田

■UDON(平成 18 年)

<主なロケ地>

- ・瀬戸大橋記念公園
- ・満濃池
- ・宮池
- ・金刀比羅宮
- ・県下のうどん店



宮池と飯野山

■春の雪(平成 17 年)

<主なロケ地>

- ・栗林公園
- ・玉藻公園



栗林公園 (迎春橋)

■世界の中心で、愛をさけぶ(平成 15 年)

<主なロケ地>

- ・高松市庵治町内
- ・高松空港
- ・香川中央高校
- ・津田高校



王の下沖防波堤
(高松市庵治町)

■機関車先生(平成 15 年)

<主なロケ地>

- ・志々島
- ・栗島
- ・荘内半島
- ・本島
- ・高見島
- ・佐柳島
- ・観音寺第一高校



元臨海学校校舎 (本島)

■男はつらいよ 寅次郎の縁談(平成5年)

<主なロケ地>

- ・金丸座・参道
- ・高見島
- ・志々島



高見島 (浦地区)

■青春デンデケデケデケ(平成 4 年)

<主なロケ地>

- ・観音寺市内



三架橋

■釣りバカ日誌(昭和 63 年)

<主なロケ地>

- ・女木島



女木島

I 県内でのこれまでの主な取組み

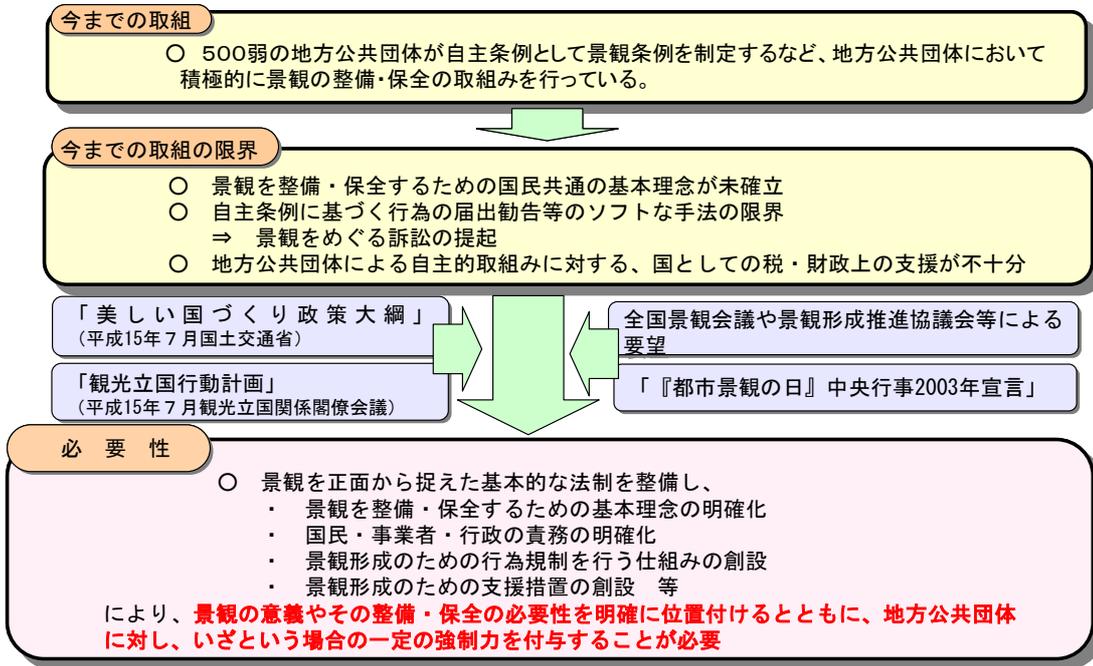
II 県内における具体的な取組みイメージ

1. 計画による景観づくり
2. 住民主体の景観づくり
3. 事業による景観づくり

III 景観づくりに関するQ&A

(1) 景観法の概要

景観法の必要性



景観法の特徴

- 基本理念等基本法の性格と景観計画、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められていること。
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決められること。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。
- 景観計画の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設されたこと。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられていること。

景観法の対象地域のイメージ



基本理念

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等

景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように措置

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、
その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】

良好な景観の形成は、**居住環境の向上等住民の生活に密接に関係**
地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効

基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

これまで、**実態として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進**
市町村の体制等が十分でない場合もある

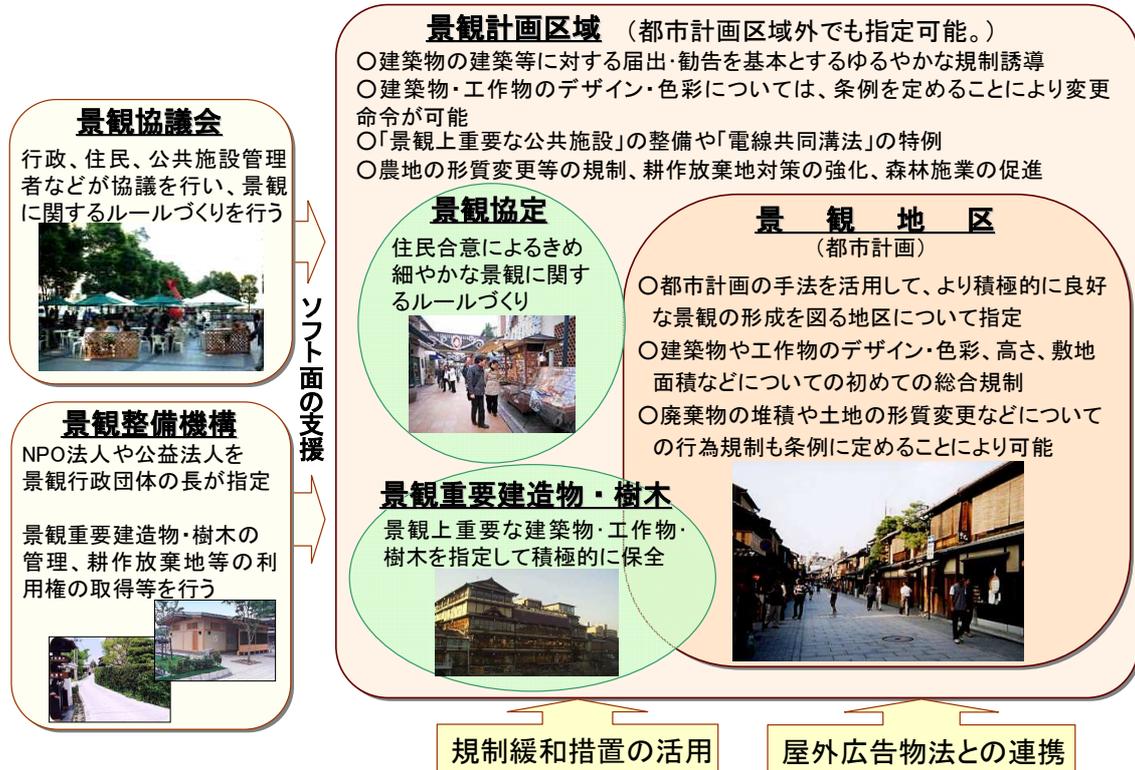
都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

- 都道府県との協議・同意
- 景観行政団体となる日の30日前までに公示(法第7条7項)

<公示する事項>
・景観行政団体になる旨
・景観行政団体になる日

行為規制と支援の仕組み



景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、**区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める**
- 届出・勧告対象の行為は、**条例で付加・除外どちらも可能**
- **棚田の保全や耕作放棄対策**など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を**横断的かつ一体的に定めることが可能**
 また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の**景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象**

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
 （当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、**自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面**
 （※原則として縮尺2,500分の1程度）

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを**景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効**

<国土交通省景観ポータルサイトより>

(2) 景観計画に定めることができる事項と関連法

景観計画に定めることができる事項と関連法の概要は以下の通りです。



(3) 景観計画策定について

① 総合的な景観づくりの方針を定める際の配慮事項

1) 地域の現況の把握

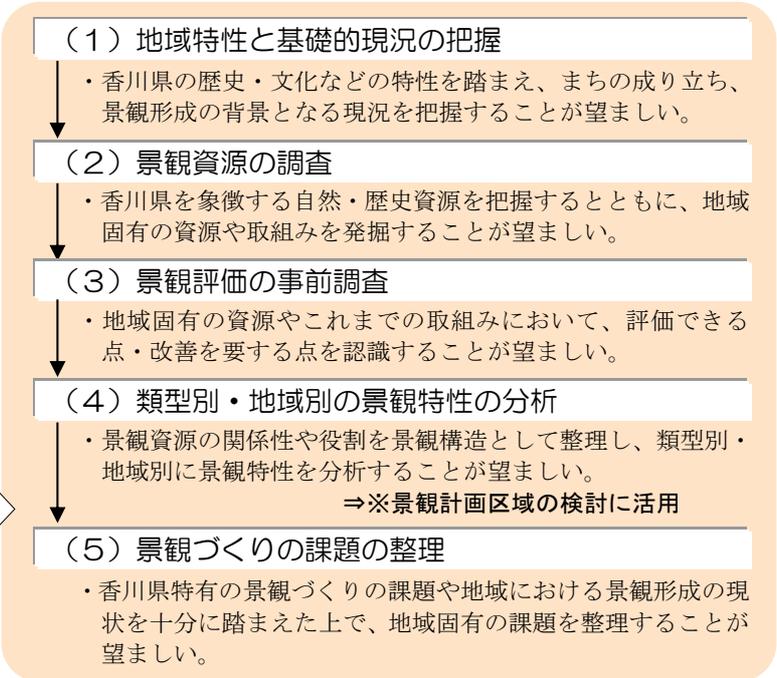
検討のポイント

地域特性や景観資源の特性を十分に把握した上で、景観づくりの課題を整理していくことが重要です。

また、計画策定の初期段階から住民の意向を把握しながら、協働による景観づくりの体制を構築することが重要です。

住民との協働手法

- ・アンケート調査
- ・ワークショップ
- ・タウンウォッチング等



2) 景観づくりの方針

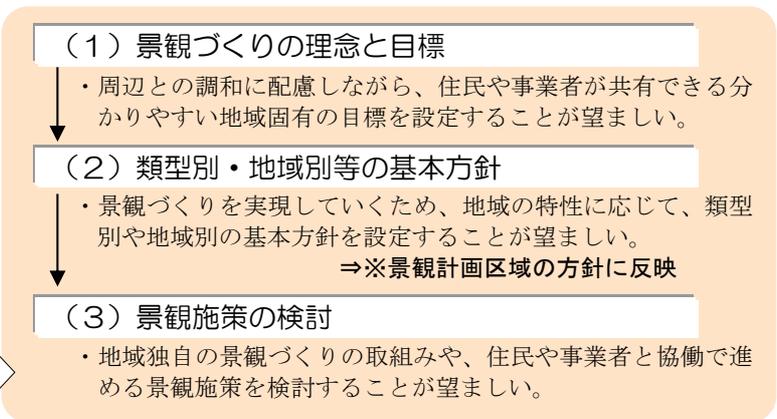
検討のポイント

景観行政におけるまちの基本となり、住民等が共有できる目標や方針を定めます。

景観審議会等を開催し、専門家と連携しながら検討していくことが望まれます。

**専門家の指導・助言
景観審議会等の開催**

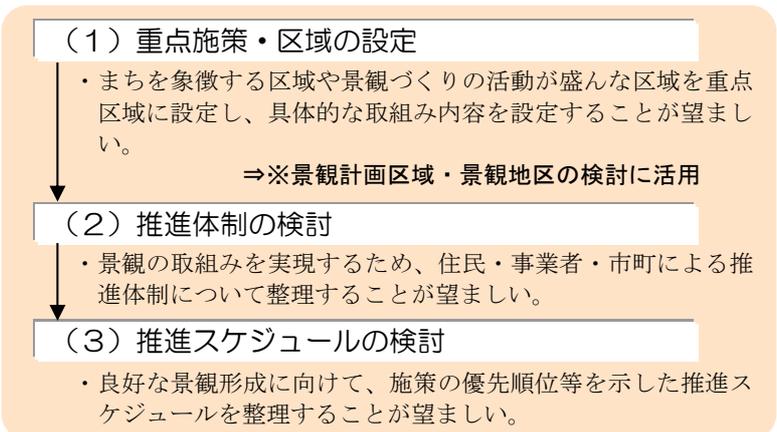
連携



3) 景観づくりの推進方策

検討のポイント

まちの重点的な取組みを設定し、推進していくための体制づくりやスケジュールを明らかにしておくことが重要です。



② 景観法に基づく景観計画策定の際の配慮事項

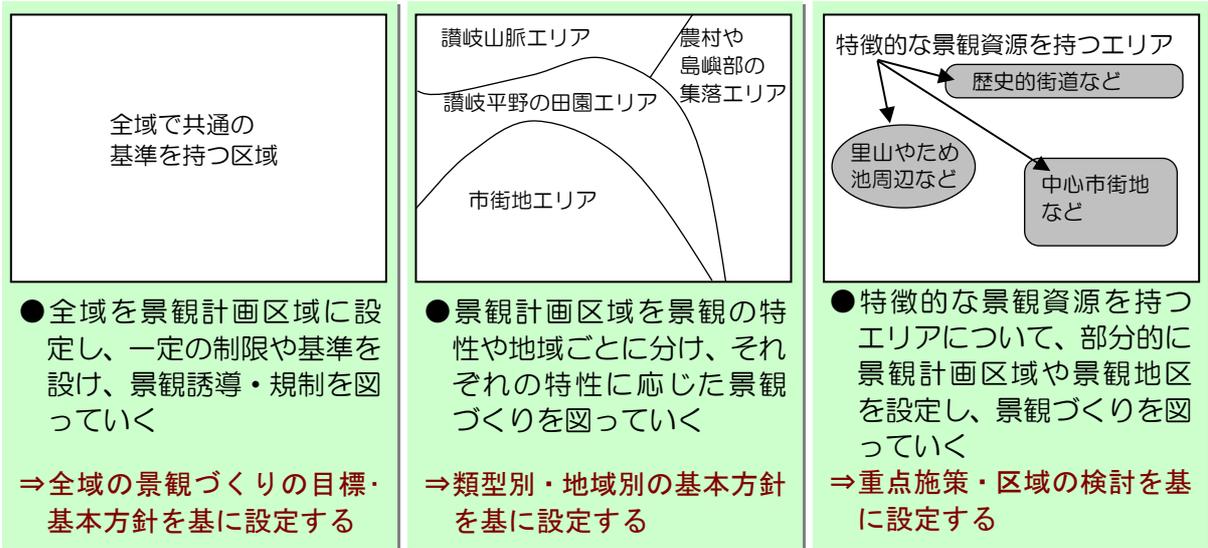
1) 景観計画の区域

検討のポイント

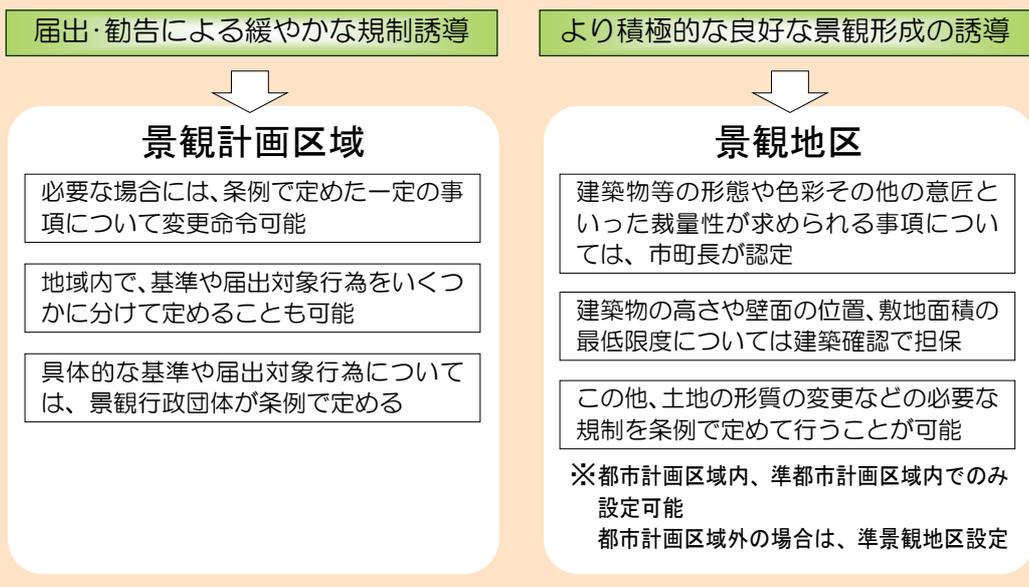
景観計画区域は、規模に関係なく区域指定が可能であり、地域の実情や景観特性に応じて設定することが重要です。世界遺産候補地や重要伝統的建造物群保存地区など、積極的に景観づくりを行っていく地域は、景観地区（準景観地区）設定の検討も必要です。

⇒景観計画区域ごとに、区域の位置づけ、区域の概況（特性・面積）を整理

■景観計画区域の設定イメージ



■地域の特性に応じた規制誘導手法を選択（景観計画区域と景観地区）



2) 良好な景観の形成に関する方針

検討のポイント

ここでは、景観計画区域内の特性と課題を十分に踏まえ、景観づくりの将来像を設定する必要があります。設定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえ、地域で共有できる方針とすることが重要です。

⇒景観計画区域ごとの方針を定める

※景観づくりの目標や基本方針、類型別・地域別の基本方針を基に定める

3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

検討のポイント

ここでは、景観計画区域の全域を対象に、区域内の景観づくりの目標を達成するための具体的な行為の制限や規制の基準を定める必要があります。地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように配慮し、住民意向を踏まえながら、可能な限り客観的な基準とすることが望まれます。

⇒届出対象行為を設定し、それぞれについて行為の制限(景観形成基準)を定める**・届出対象行為**

届出対象行為は、次にあげる必須の行為がある。

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・ 都市計画法に規定する開発行為

※適用除外とする行為を定めることもできる。(法第16条7項第11号)

その他、以下の行為のうち、選択して景観計画に位置づける。

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の植栽又は伐採
- ・ さんごの採取
- ・ 屋外における土石等の物件の堆積
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明
- ・ 火入れ

景観形成基準については、景観計画区域全体で統一のものとする必要はなく、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区における行為ごとに異なる基準とすることも考えられます。また、建築物や工作物の規模や高さによって、地域の景観に与える影響が異なることが想定される場合には、行為の規模、類型ごとに異なる基準とすることも考えられます。

4) 景観重要建造物・樹木の指定の方針

検討のポイント

地域の景観を形成する上で重要な景観要素となっている建築物、工作物、樹木を、景観重要建造物または景観重要樹木として指定することが望まれます。地域を代表するランドマークとなるものや景観形成上重要なものなど、地域の特性や将来像にあった建造物や樹木を設定することが重要です。

⇒景観形成上重要な建造物の方針を定める

以下のような建造物を景観重要建造物として指定することが考えられます。

<指定が考えられる景観重要建造物の例>

- ・香川県の歴史を象徴する寺社などの建造物
- ・地域特有の歴史的背景があり、住民の生活と密接な関係にある建造物
- ・地域のランドマークとなり、景観形成上重要な位置にある建造物
- ・良好な眺望景観の1つの要素となっている建造物 など

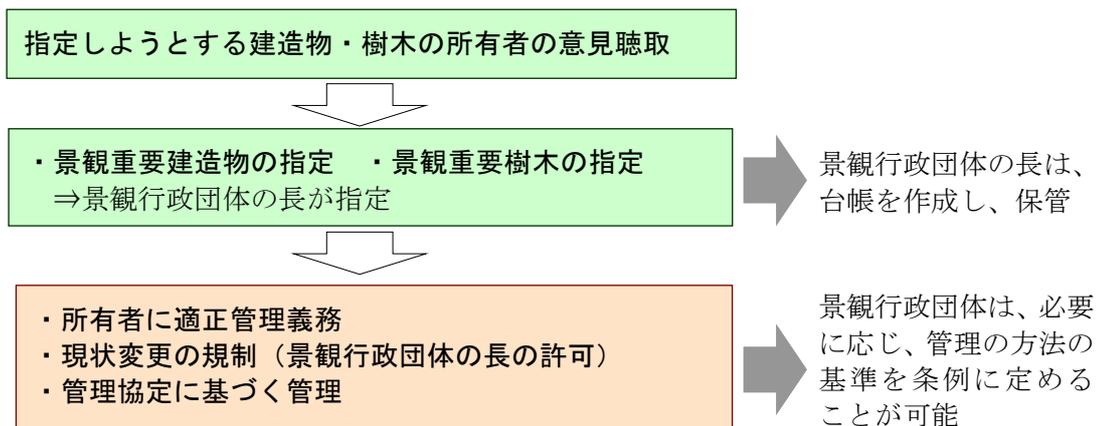
⇒景観形成上重要な樹木の方針を定める

以下のような樹木を景観重要樹木として指定することが考えられます。

<指定が考えられる景観重要樹木の例>

- ・地域特有の歴史的背景があり、地域を象徴する樹木
- ・周辺の建築物や工作物と一体となり、地域の景観形成上重要な位置にある樹木
- ・良好な眺望景観の1つの要素となっている樹木 など

■景観重要建造物・景観重要樹木の指定のフロー



5) その他の良好な景観の形成のために必要な事項

＜屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項＞

検討のポイント

景観行政団体が、景観計画に即して屋外広告物法に基づく条例を定めることができ、景観行政団体となった市町が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことが望まれます。

＜景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の許可の基準＞

検討のポイント

地域共有の公共空間として、景観計画区域内の公共施設（道路、河川、公園、海岸、港湾等）について、景観重要公共施設として位置づけることが望まれます。

公共施設管理者が市町と異なる場合においても、景観上の観点から互いに連携・調整を行い、必要に応じて、適切に景観重要公共施設として位置づけることが望まれます。

⇒景観重要道路を位置づける

以下のような方針に基づき、景観重要道路の整備を行うことが考えられます。

- ・地域の顔となるシンボルロードや地域の歴史的背景がある街道などにおいて、電線類の地中化とともに、ストリートファニチャーや街路樹等の整備を進める
- ・地域の活性化に寄与する商店街などにおいて、案内板や舗装などを沿道の街並みと調和したものとする

⇒景観重要河川を位置づける

以下のような方針に基づき、景観重要河川の整備を行うことが考えられます。

- ・地域を象徴する重要な河川や、日常生活に密接し、地域住民に親しまれている河川においては、周辺環境と調和した整備を進める
- ・貴重な動植物が生息する河川における整備は、生態系の保全に配慮したものとする

⇒景観重要公園を位置づける

以下のような方針に基づき、景観重要公園の整備を行うことが考えられます。

- ・地域住民の日常生活に密接し、景観上重要な要素となる公園において、周辺環境と調和したファニチャーや緑化などの整備を進める

⇒景観重要海岸・港湾を位置づける

以下のような方針に基づき、景観重要海岸・港湾の整備を行うことが考えられます。

- ・海岸や港湾においては、瀬戸内海の自然環境や周辺環境との一体的な景観形成を意識した海岸事業や港湾事業を進める。

<景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項>

検討のポイント

讃岐平野の田園景観など、景観計画区域内の農業振興地域において、景観農業振興地域整備計画を定めることが望まれます。

基本的な事項としては、保全・創出すべき地域の景観の特色、そのような景観が広がっている地域の範囲、そのような景観を保全・創出するための方針等を示すことが望まれます。

■景観農業振興地域整備計画において定める事項

- ・景観農業振興地域整備計画の区域
- ・区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- ・農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ・農用地等の保全に関する事項
- ・農業の近代化のための施設の整備に関する事項



「農業振興地域の整備に関する法律」との調和

⇒景観農業振興地域整備計画に関する基本的な事項を定める

以下のような区域や方針に基づき、景観農業振興地域整備計画に関する基本的な事項を定めることが考えられます。

<対象とする区域>

- ・農用地区域だけでなく、公共の場所から望見でき、里山やため池、集落が一体的に讃岐平野を象徴する田園景観を形成する区域
- ・棚田などの地域の農業を象徴する農村景観を形成する区域

<基本的な方針>

- ・讃岐平野の田園景観を形成する一体的な農地については、耕作放棄地の活用などによる保全を図る
- ・住民の日常生活や祭礼、伝統的な生業により、地域を象徴する景観を形成する農地については、適正な維持管理による保全を図る

<自然公園法の特別地域などにおける行為の許可の基準>

検討のポイント

自然公園法の許可の基準であり、良好な景観の形成に必要なものを景観計画に定めることが望まれます。

■上乗せの基準を定める許可対象行為

- ・工作物を新築し、改築し、又は増築すること
- ・広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること
- ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること



「自然公園法」との調和

(4) 景観法によるソフト面の支援モデル

景観法活用に当たっては、以下のソフト面の支援モデルが考えられます。

① 景観協議会の設置例

モデル 1	シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進する。
設置目的：	
検討事項：	景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針、オープンカフェの設置・運営方法等周辺地域を含めた景観形成のあり方等。
モデル 2	鉄道駅周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進する。
設置目的：	
検討事項：	駅周辺の景観計画の案、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等の関係者の協働による景観形成・地域活性化策等。
モデル 3	歴史的な街並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進する。
設置目的：	
検討事項：	歴史的な街並みの景観形成基準、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したみちづくり等。

② 景観整備機構の設置例

モデル 1	地区の歴史的建築物や歴史的な街並みを維持・保全しようとしている
設置目的：	NPO法人や公益法人を位置づける。
取組み例：	「景観重要建造物」の所有者と、景観整備機構が管理協定を結んで、これまでの知見を活かした管理を実施する。
モデル 2	これまで地区の棚田などの保全活動をしていた地元のNPO法人や公益法人を位置づける。
設置目的：	
取組み例：	景観整備機構が耕作放棄地の所有者から利用権を取得し、農作業を体験したい都市部の市民に作業機会を提供するなど、耕作放棄地の回復や維持管理を促進する。
モデル 3	住宅地において、地域の樹木や緑地の保存に取り組んでいる地元のNPO法人を位置づける。
設置目的：	
取組み例：	緑地などの保存活動をさらに推進し、地域の緑地管理などもNPO法人による維持管理に移行していく。

※全国では、平成 28 年 3 月 31 日現在、以下の延べ 111 団体が景観整備機構として指定されています。

③ 景観協定の活用例

モデル 1	建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の景観の保全・創出を図る。
モデル 2	シンボルロード沿いの敷地にセットバックを行い、オープンカフェを設置すること、建築物の前に花を設置すること、清掃活動の回数等を定めること等により、格調とにぎわいのあるシンボル空間の形成を図る。
モデル 3	農家等の建築物と農地が混在する地域において、建築物の形態意匠と農地の保全・利用を一体として定めること等により、良好な農村景観の保全を図る。

(5) 景観法活用方策

① 広域的な調和・連携を図る景観づくり

＜景観法・条例などの活用の考え方＞

県は、美しい景観づくり研究会により、市町間の景観づくりの連携を図ります。景観計画を策定した景観行政団体は、県や近隣市町の関係者などで景観協議会を立ち上げるなどにより、基盤整備や施設整備の検討を行うことが可能です。

なお、広域的で重要な景観である「瀬戸内海及びその沿岸地域」や「四国八十八箇所霊場と遍路道」については、市町間で十分に連携し、景観計画に盛り込むことが望まれます。

＜活用例＞

＜ソフト面の支援＞

- ・近隣市町関係者や、広域的な景観要素に関連する国や県の施設管理者、商工会議所、観光協会などの代表者との連携を図るための景観協議会の立上げ

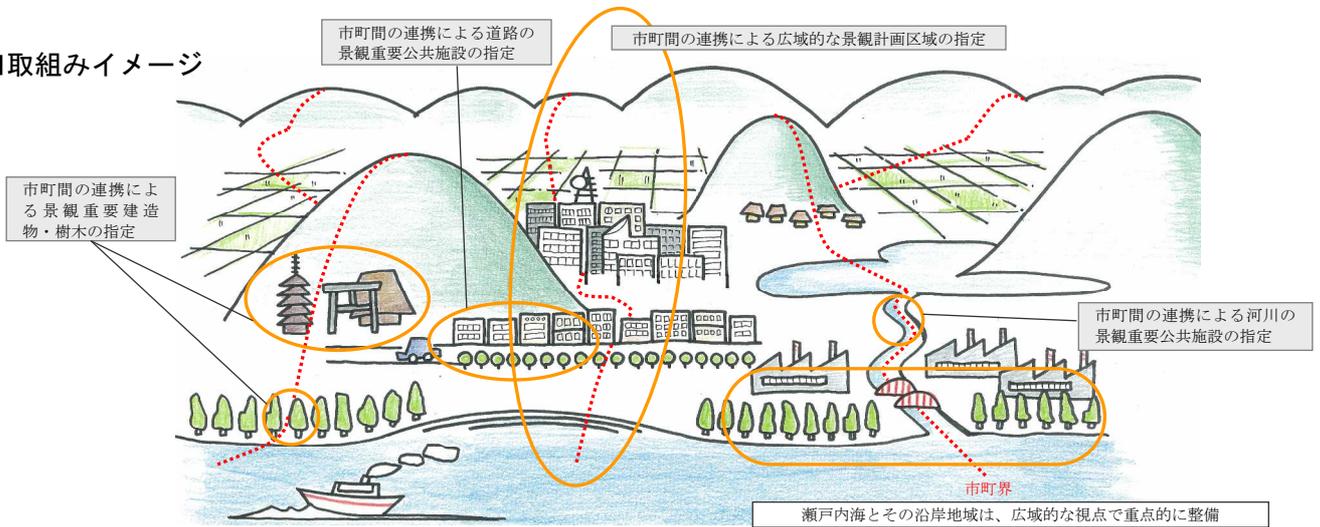
＜景観計画＞

- ・行政区域を越える景観上重要な資源について、隣接する市町との連携による景観計画区域の指定や景観形成基準の設定

＜景観重要建造物・樹木＞

- ・広域的な調和を図るため、香川県を象徴する景観上重要な建造物・樹木の景観重要建造物・樹木の指定

■ 取組みイメージ



■ 取組み事例

岐阜県各務原市・愛知県犬山市(木曾川兩岸の地域)

「日本ライン」とも称される木曾川の中流域を挟んで景観を見合う位置関係の両市において木曾川景観協議会を設立。行政区域にとらわれない木曾川を挟んだエリアを対象に木曾川景観基本計画を策定。

各務原市と犬山市で規制内容の調整を行いながら、規制の施行に向けた協議会の活動を継続的に行っている。



＜写真：各務原市都市計画課景観政策室＞

福岡県北九州市・山口県下関市(関門地域)

両市において同一名称、同一条文の「関門景観条例」を制定。協議会と審議会を協同設置し、連携した運営形態を整備したのち、関門地域を一つのエリアの景観として捉え、「関門景観基本構想」にて、対岸や船からの眺望景観への配慮を示している。この条例に基づき、「関門景観形成地区」を指定するとともに、建築物等の形態や色彩等の基準を定めた「関門景観形成指針」を策定し、現在、届出・協議により景観づくりを進めている。



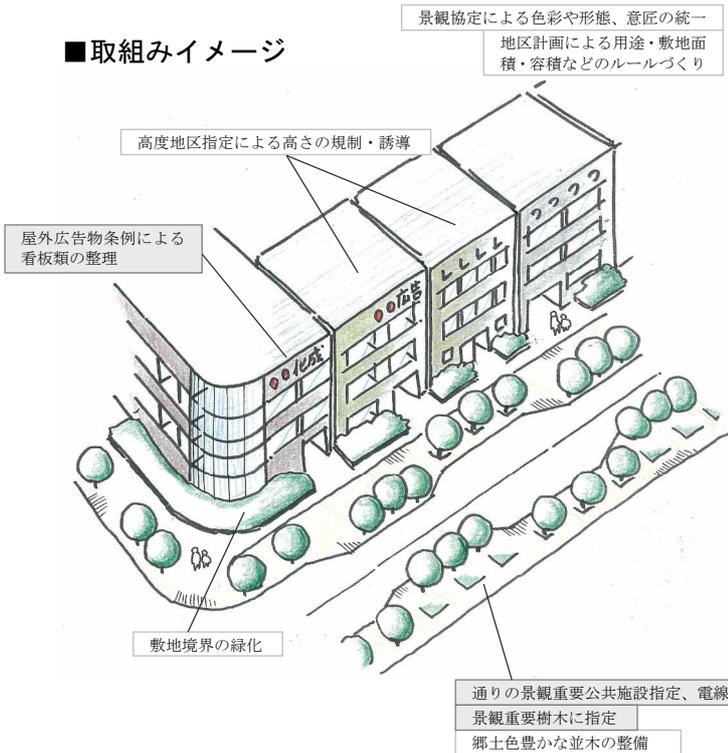
＜写真：北九州市経済文化局観光課＞

② 市街地の景観づくり

＜景観法・条例などの活用の考え方＞

景観行政団体が地元商店街、住民等と連携しながら、中心市街地を景観計画区域に指定し、街路景観やシンボリックな景観を保全・創出するための規制・誘導を行います。

■ 取組みイメージ



＜活用例＞

＜ソフト面の支援＞

- ・景観行政団体等が、商工会、商店街振興組合等を加えて景観協議会を立ち上げる
- ・地元のNPO法人などを景観整備機構に指定し、都市緑地の保全・管理を強化する

＜景観計画＞

- ・地域の顔となる中心市街地などを景観計画区域に指定
- ・景観計画において、建築物の高さを規制する景観形成基準を策定

＜景観重要公共施設＞

- ・商店街の通りやシンボルロード等を景観重要公共施設に指定し、沿道の建築物等にかかる景観形成基準を策定

＜景観重要建造物・樹木＞

- ・市街地の貴重な緑で、景観上重要な樹木を景観重要樹木に指定

＜その他の制度の活用＞

- ・より良質な市街地景観を創出するため、都市計画での高度地区指定による建築物の高さの規制・誘導
- ・屋外広告物条例の制定権限を利用し、色彩の客観基準を位置づけるなどの方針を示し、無秩序に乱立する看板類を改善する

その他

- 中心市街地活性化との連携
- 建築協定による壁面の統一
- 緑化協定による植栽整備

■ 取組み事例

神奈川県小田原市

都市景観条例を制定していた小田原市は景観紛争に直面し、運用面での実効性を求め景観法体系へと移行。全市域を景観計画区域とし、大規模な建築行為を届出対象行為とした上で、原則として全ての建築行為を届出対象行為とする景観計画重点区域を「城周辺」「駅周辺」に設定し、届出対象行為は、全て変更命令も可能な特定届出対象行為としている。

- 景観に対して影響の大きい行為を規制：審査基準を具体・客観化。全届出対象行為を行政罰対象とする。
- 景観計画重点区域：景観計画区域のうち、小田原の有する特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる地区を景観計画重点区域に位置づけ、よりきめ細やかな方針・行為の制限を設定するほか、景観重要道路や道路占用許可に関する事項を規定。
- 屋外広告物への対応：客観基準をもつ屋外広告物条例の新設を進める。
- 新景観条例の自主制度にて、「まちの空間は公共のもの」という基本理念を示す。眺望景観の確保を図る景観地区の指定に向けた合意形成促進制度を定め、高さ規制の対象地区をより円滑に「景観地区」の指定に移行できる制度としている。



＜写真：小田原市経済部観光課＞

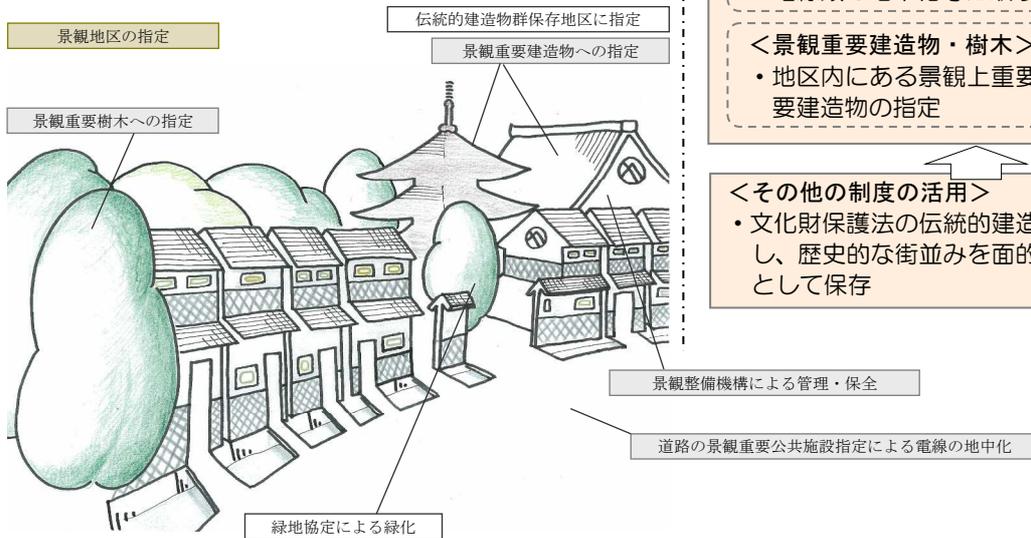
③ 歴史的地域の景観づくり

<景観法・条例などの活用の考え方>

街並み保存に取り組んでおり、住民の景観意識が高い地区においても景観計画区域の指定を検討します。さらに積極的に街並み保存に取り組んでいく地区については、景観地区の指定を検討します。

既に景観条例がある地区は、従来の景観条例を基本に景観計画に移行させるとともに、その周辺地区においても景観計画指定の検討を行います。

■取組みイメージ



■取組み事例

京都府京都市

景観計画区域は、これまで京都市が景観施策を実施してきた区域であり、建築物等に対する規制内容の変更や規制区域の拡大等はない。これまで個々に取り組んできた景観施策をまとめて記載。基本方針に「保全・再生・創造」を基本とする景観形成の方針、景観整備機構の活用や市民等の自発的な活動の促進について記述。また、京町家などを積極的に指定とした景観重要建造物の指定方針や、景観重要公共施設として道路、河川、港湾、都市公園（賀茂街道、御池通、鴨川、桂川、伏見港、宝が池公園等）及び京都御苑を位置づけ、整備に関する方針を定めている。



<写真：京都市都市計画局都市景観部都市景観課>

岩手県一関市

一関市は、中世の荘園遺跡など歴史的伝統的農村景観として荘園絵図と同じような風景を残す地域である。景観計画では、平泉の世界文化遺産登録対象範囲の一部を景観計画区域とし、「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、農村と水田の美しさを次世代に伝える」ことを目標に国指定の文化財や重要文化的景観等の重要な景観要素を保全すると同時に、景観むらづくりの方向や新たな建設や整備をする場合の配慮事項を定めている。一関市のように世界遺産登録を目指す場合は、推薦期限の制約からきわめて短期間の策定となることが想定されるが、住民参画の不足を招かぬよう、計画段階から協働を十分に意識して取り組むことが大切である。



<写真：一関市建築住宅課>

<活用例>

<ソフト面の支援>

- 街並み保存会などのNPO団体を景観整備機構に位置づけ、所有者との管理協定のもと、空き家等の保全

<景観計画>

- 既に景観条例がある地区について、従来の景観条例を基本に景観計画に移行
- 街並み保存に取り組んでおり、住民の景観意識が高い地区を景観計画区域に指定

<景観重要公共施設>

- 地区内の道路を景観重要公共施設に指定し、電線類の地中化等に取り組む

<景観重要建造物・樹木>

- 地区内にある景観上重要な建造物の景観重要建造物の指定

<その他の制度の活用>

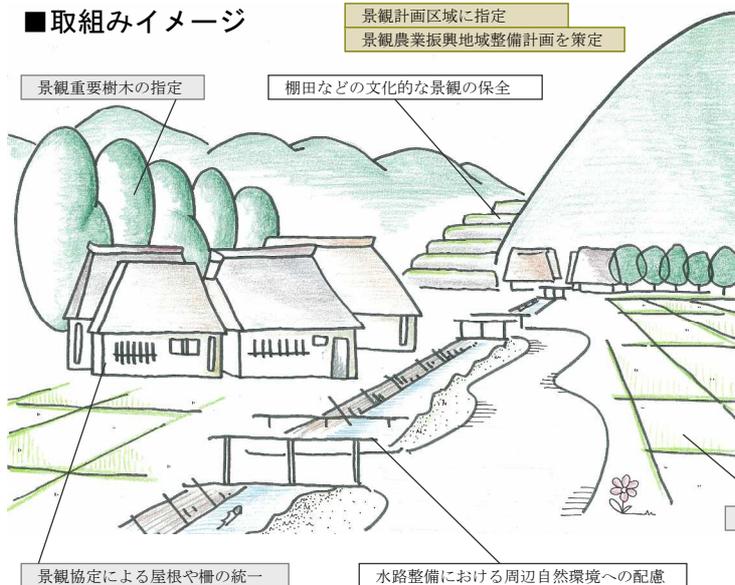
- 文化財保護法の伝統的建造物群保存地区に指定し、歴史的な街並みを面的な広がりがある空間として保存

④ 農山村地域の景観づくり

＜景観法・条例などの活用の考え方＞

田園景観や棚田などの文化的景観が残る地域を景観計画区域に指定し、市町と地元農家等が連携しながら、農村景観の保全と集落の維持を図ります。

■取組みイメージ



＜活用例＞

＜ソフト面の支援＞

- ・グリーンツーリズムなどで活動するNPO法人を景観整備機構に指定し、耕作放棄地を活用

＜景観計画＞

- ・田園景観や棚田などの文化的景観が残る地域を景観計画区域に指定

＜景観農業振興地域整備計画＞

- ・棚田の保全や耕作放棄地対策のため、景観農業振興地域整備計画を策定

＜景観重要建造物・樹木＞

- ・地区内にあり、歴史的背景がある景観上重要な樹木の景観重要樹木の指定

＜その他の制度の活用＞

- ・棚田オーナー制度による文化的景観の保全

■取組み事例

滋賀県近江八幡市

近江八幡市の景観計画区域は、琵琶湖の内湖（西ノ湖）とその周辺の農村集落及び農地、里山（国有林含む）で、国内でも貴重な水郷風景が残る地域である。

景観計画区域内では、ほぼ全ての建築行為等を届出対象行為とし、土地の形質変更、木材の植栽又は伐採、物件の堆積、水面の埋め立て又は干拓などきめ細かな基準を作成し、勧告のほか、変更命令もできる仕組みを整備している。市域全体に景観計画を策定していく取組みを進めている。



＜写真：近江八幡市建設部都市風景づくり課＞

長野県小布施町

小布施町全域を景観計画区域とし、今まで進めてきた景観まちづくりを更に進めるため、良好な景観づくりの方針、景観形成重点地区、建築物を建築する際の外観・色彩・屋根の形状、敷地内の緑化に関する景観形成基準（規制の基準）、景観重要建造物・樹木の指定の方針、公共施設の整備方針などを定めている。

＜農村地域における景観づくり＞

市街地周辺の農村集落において、開発基準を緩和しつつも、乱開発を防止するために、規制緩和地域を景観形成重点地区に指定し、建築物等の形態、色彩、高さ、敷地面積等に一定の規制の基準を設けて、良好な生活環境、景観の保全・創造を図っている。



＜写真：小布施町役場地域整備グループ＞

⑤ 広域的重要景観

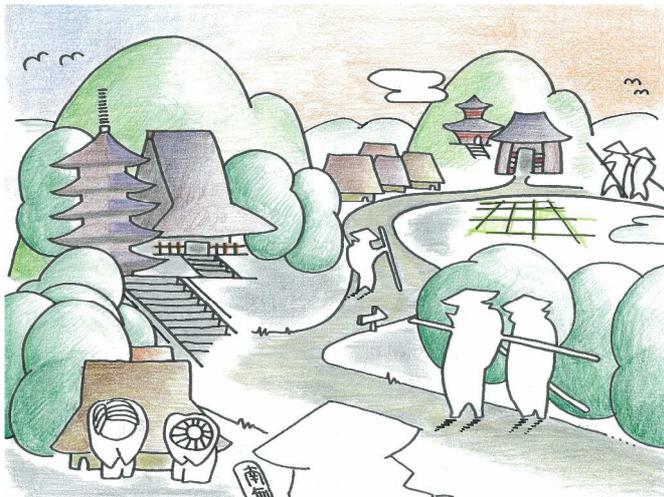
1) 瀬戸内海及びその沿岸地域



「瀬戸内海及びその沿岸地域」は、広域的で重要な景観を有する地域であって、複数の市町にまたがることから、一体的な観点で捉える必要があります。

本地域は、多島美の瀬戸内海に雄大な瀬戸大橋が調和し、多くの船舶が行き交うとともに、島々には歴史、文化、県花などが集約しています。島のみどりや沿岸地域の自然景観と歴史、集落、文化などの良好な景観が融和した景観の形成に努めます。

2) 四国八十八箇所霊場と遍路道



「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、広域的で重要な景観資源であって、複数の市町にまたがることから、一体的な観点で捉える必要があります。

本資源は、お遍路やおもてなしの文化が根強く継承されてきたことにより成立しています。札所及びその周辺や遍路道の文化的な景観と自然・歴史・集落の景観が融和した景観の形成に努めます。

I 県内でのこれまでの主な取組み

II 県内における具体的な取組みイメージ

1. 計画による景観づくり
2. 住民主体の景観づくり
3. 事業による景観づくり

III 景観づくりに関するQ&A

(1) 住民による取組み事例

住民主体による景観づくりの取組み事例を示します。

神奈川県秦野市

計画づくりの初期段階から一貫して市民との協働により制度をつくり、景観形成に取り組んでいる。

● **制度づくり**

景観まちづくりの中心的な担い手である市民・事業者にとって使いやすい制度づくり。

制度づくりに当たっては、市民案をまとめるとともに、行政の視点からも制度を検討。

さらに委員会を組織し、両者の検討結果に市民および事業者の代表者や専門家の視点を加えることで内容を充実。

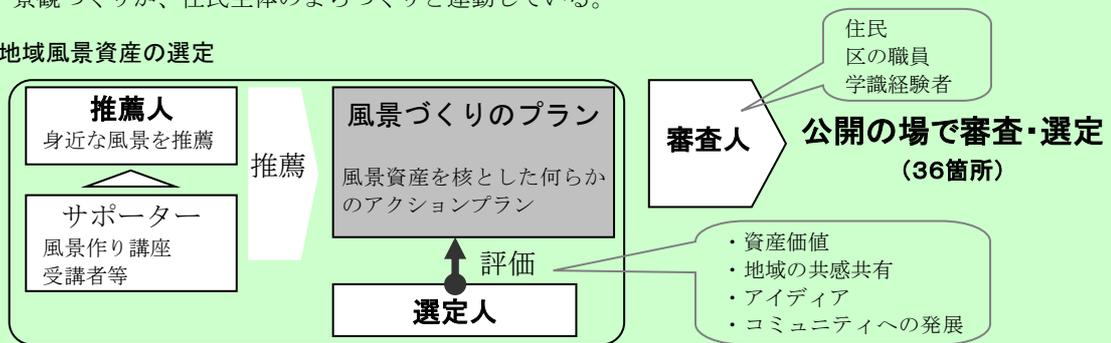
色彩や植栽に関するワークショップ

景観まちづくりの啓発を行うとともに、ワークショップで得た意見を景観形成基準づくりに反映。

東京都世田谷区

住民と区の職員が一緒にまちを見て歩き、地域の魅力を形作っており、風景づくりの活動につながる可能性がある物を地域風景資産として選定。平成 14 年に行われた第一回選定では、住民が主体的に風景の選定に関与できる仕組みづくりを行い、選定に当たっては、まち歩きによる現場の評価を重視し、公開による審査が行われた。景観づくりが、住民主体のまちづくりと連動している。

第 1 回地域風景資産の選定



<景観づくりの普及啓発の取組み事例>

「いせさき風景探偵団」

—群馬県伊勢崎市—

群馬県伊勢崎市では、景観計画策定段階から、市民参加による「いせさき風景探偵団」を立上げている。残したい風景・景色を表示した「風景マップ」をつくり、今後の景観の取組みを提案している。



<資料提供：伊勢崎市>

「景観サポーター制度」

—山口県—

山口県では、身近にある良好な景観を県民共有のかけがえのない財産として、景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践する個人又は団体を山口県景観サポーターとして募集している。この制度は、サポーターに情報や交流の場を提供し、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的としている。

(2) 景観に関する表彰制度等による普及啓発

国の各省庁等による景観に関する主な表彰制度・選定制度は以下のようになっています。

名 称	管 轄	内 容
美の里づくりコンクール 【担当】 農村整備課	農林水産省農村振興局 (一財)農村開発企画委員会	国民共通の財産である良好な農村景観を形成するため、持続的な農業生産活動はもとより、地域の自主的努力により農山漁村の美しい景観を保全・形成している優れた活動事例を表彰するとともに、あわせてこれら優良事例の普及を図る。
21 創造運動大賞 【担当】 農村整備課	農林水産省農村振興局 全国土地改良事業団体連合会	“水・土・里”(みどり)と称される農地、農業用水路、農村空間等を管理してきた全国の土地改良区を対象に、農村の豊かな自然や美しい景観を保全する先進的な取り組みを表彰している。
疏水百選 【担当】 農村整備課	農林水産省農村振興局 全国土地改良事業団体連合会	農村の高齢化、農業の国際競争への対応、環境意識の高まりにあわせ、日本の美しく豊かな“水・土・里”を育て維持していくことが重要と考え、日本の農業を支えてきた代表的な用水を「疏水百選」に選定。(平成 18 年 2 月選定)
日本の棚田百選 【担当】 農村整備課	農林水産省農村振興局 (社)農村環境整備センター	多面的機能を有している棚田について、その保全や、保全のための整備活動を推進し、農業農村に対する理解を深めるため、優れた棚田を認定。認定基準は、(1)営農の取組みが健全であること、(2)棚田の維持管理が適切に行われていること、(3)オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいること、の3つ。(平成 11 年 7 月選定)
美しい日本のむら景観百選 【担当】 農村整備課	農林水産省農村振興局	集落・農用地等が地域の自然景観と調和した農村景観を形成している地区等について、これを広くアピールすることにより、農村地域の活性化に資することを目的として選定。(平成 3 年度選定)
森の巨人たち百選 【担当】 みどり保全課	林野庁	国有林内の巨木を中心とした生態系に着目し、健全な形で森林を保護していくことをねらいとして、国有林の中から、胸高直径 1m 以上の樹木又は地域のシンボルとなる樹木を候補とし、その中から百本を選定。
水源の森百選 【担当】 みどり保全課	林野庁	森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられている等の代表的な森について「水源の森百選」として選定。
未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選 【担当】水産課	水産庁	漁村の魅力を掘り起こし、忘れ去られていく歴史や文化に光をあてるとともに、都市と漁村の交流に役立てるため、全国各地の漁村から、歴史・文化・伝統上すぐれた施設を「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」として認定。
国土交通省大臣表彰手づくり郷土賞 【担当】 技術企画課	国土交通省総合政策局	地域の個性、魅力を創出している良質な社会資本や活動を広く募集、発掘し、これらを全国に広く紹介することにより、社会資本整備にあたっての創意・工夫を促し、個性あふれ活力のある地域づくりに資することを目的として、昭和61年度に創設された国土交通大臣表彰制度。

名 称	管 轄	内 容
都市景観大賞 「都市空間部門」、 「景観まちづくり活 動・教育発部門」 【担当】 都市計画課	国土交通省都 市・地域整備局 (財)都市づくり パブリックデザイ ンセンター	平成23年度からは、平成22年度までの都市景観大賞「美しいまちなみ賞」にか えて、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、 市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」と、地域に関わ る人々が景観に関心をもち、自らの課題として捉え、その解決に向けて活動で きるよう意識啓発、知識の普及、景観制度を活用した取組等による活動を対象に した「景観まちづくり活動・教育発部門」の2つの部門で表彰を実施。
水の郷百選 【担当】 水質源対策課	国土交通省土 地・水資源局(旧 国土庁)	水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づ くりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・ 保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優 れた成果を上げている107地域を、「水の郷百選」として認定。
美しい日本の歴史 的風土100選 【担当】生涯学習・ 文化財課	国土交通省 文化庁 (財)古都保存財 団	次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている全国の 事例について、これらの魅力を国の内外に広く伝えるとともに、歴史的風土の保 存と継承、観光立国、風格ある美しい活力に満ちた地域社会の実現等に資する ことを目的としたもの。
歴史の道百選 【担当】生涯学習・ 文化財課	文化庁	これまでの「歴史の道」の調査・整備・活用事業の実績と蓄積を踏まえて、 より一層、「歴史の道」及び地域の文化財への国民の関心と理解を深めること を目的に、都道府県教育委員会の協力により、全国各地の最もすぐれた 「歴史の道」を選定委員会で厳選したもの。平成8年度の第一次選定では、 主に明治時代まで活用された七八か所の街道・運河を選定した。今後さら に良好な「歴史の道」を選定していく予定。
かおり風景100選 【担当】 環境管理課	環境省水・大気 環境局	平成13年10月に環境省が、良好なかおりとその源となる自然や文化—かおり 環境—を保全・創出しようとする地域の取組みを支援する一環として、かおり環境 として特に優れたもの100地点を選定。
残したい”日本の 音風景100選” 【担当】 環境管理課	環境省水・大気 環境局	平成8年に環境省が、音環境を保全する上で特に意義があると認められるもの として選定

以下は、地方での景観に関連する表彰制度、選定制度の一例です。

東北

東北の駅100選

関東・甲信越

関東の富士見百景

東京湾100選

茨城百景

ぐんま百名山

川越景観百選

房総の魅力500選

しながわ百景

北区景観百選(東京都北区)

かながわの橋100選

かながわのまちなみ100選

かながわの建築物100選

かまくら景観百選

ふるさとの原風景百選(小田原
市)

中部・北陸

中部の駅百選

ふるさと福井の自然100選

みえの樹木百選

近畿

近畿の駅百選

京都の自然200選

大阪みどりの百選

岸和田風物百選

とよなか百景

中国・四国

島根の名水百選

おかやまの自然百選

香川のみどり百選

九州

長崎県文化百選

熊本名水百選

I 香川県内でのこれまでの主な取組み

II 香川県内における具体的な取組みイメージ

1. 計画による景観づくり

2. 住民主体の景観づくり

3. 事業による景観づくり

III 景観づくりに関するQ&A

(1) 公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン

「美しい国づくり政策大綱」などに基づく各分野のガイドラインの概要を整理します。これを踏まえ、公共事業などの景観整備を進めていくものとします。

航路標識整備事業景観形成ガイドライン(平成 16 年 3 月 海上保安庁交通部)

このガイドラインは、航路標識整備事業において、従来から取り組んできた、航路標識等の設置環境に配慮した景観形成の一層の充実を図ることを目的としたものです。

- 基本的事項(航路標識の機能の確保、関係基準等の遵守)
- 地域特性等に応じて適用する参考的事項

景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン

(平成 16 年 3 月 景観に配慮した防護柵推進検討委員会)

このガイドラインは、道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたって、本来の安全面での機能を確保した上で景観に配慮するとはどのようなことなのか、その考え方をまとめたものです。

- 道路の景観と防護柵に係る課題
- 景観的配慮の基本理念
- 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項
- 景観的な配慮が特に必要な地域・道路
- 景観に配慮した防護柵整備の進め方

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン

(平成 24 年 3 月 国土交通省官庁営繕部)

このガイドラインは、景観（外観）に視点をおいて、官庁営繕部の技術基準等との整合を図りながら項目を整理し、それぞれの項目ごとに、周辺のまちなみや自然の景観に配慮した美しい景観を創造していくための事例集となっています。

- 歴史・文化・風土への配慮
- 歴史的建築物、まちなみの保存・再生
- 関連計画との整合・調整
- 地域活性化・周辺施設との連携
- 敷地変更の最小化・周辺の自然環境への配慮
- 周辺の都市環境への配慮
- 敷地緑化・建物緑化
- 水の利活用・親水性

美の里づくりガイドライン(平成 16 年 8 月 農林水産省農村振興局)

このガイドラインは、「美しい農山漁村づくりの主役は住民自身である」ことを基本的視点として、住民参加の実践テクニックも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農山漁村と農林漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農山漁村の交流が果たす役割についても解説しています。

- 美しい農山漁村のあり方についての基本的な考え方
- 美しい農山漁村を成立させる諸条件(活力ある農林漁業が支える美しい農山漁村、健全で豊かな自然環境の保全、「伝統文化」が息づく地域社会の維持・継承、農山漁村の魅力を活かした都市との交流)
- 美の里づくりを実践するための手法(農山漁村の空間的な調和、住民参加による美しい農山漁村づくりの実践)

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」

((平成 23 年 6 月改訂)国土交通省都市・地域整備局)

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』は、「美しい国づくり政策大綱」に基づき、平成 17 年 3 月に策定された『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』を、国や地方公共団体等における景観形成への取組み進歩等を踏まえて改訂したものです。このガイドラインは、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業などの都市整備に関する事業を対象としており、これらの事業に携わる実務者が活用するものとして、事業により良好な都市景観を如何にして具体化するかという道筋を指針として示しています。

- 都市整備に関する事業において景観形成を推進するうえでの基本的考え方、及び各事業で共通する事項の要点(取組みの流れ、配慮事項、留意点、住民等の参画・連携、景観法等の活用)
- 市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の5事業それぞれにおける景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項など。

道路デザイン指針(案)(平成 17 年 3 月 国土交通省道路局)

この指針(案)は、安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な構想・計画、設計・施工、管理に資することを目的としたものです。

- 道路デザインの目的と方向性
- 道路デザインの進め方
- 地域特性による道路デザインの留意点
- 構想・計画時、設計・施工時、管理時のデザイン

○道路デザインのシステム

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン(平成17年3月 国土交通省住宅局)

このガイドラインは、地方公共団体等の公的事業者及び民間事業者が国の補助金、まちづくり交付金又は地域住宅交付金を受けて実施する、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業等の住宅・建築物等の整備事業を対象としています。建築物は、景観を構成する大きな要素であり、住宅・建築物等整備事業は、当該事業地区及びその周辺の景観形成に大きな影響を与えるものであるため、これらの事業の実施に当たっては、本ガイドラインを活用し良好な景観形成を図ることを推奨しています。

- 事業の各段階において、配慮することが望ましい事業の進め方
- 住宅・建築物等の整備に当たり、配慮することが望ましい景観配慮事項

港湾景観形成ガイドライン(平成17年3月 国土交通省港湾局)

このガイドラインは、港湾景観形成に関する現状と課題、港湾景観の持つ本来的特質を踏まえ、今後、港湾における景観形成の積極的な推進に資するべく、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、NPOや市民等、港湾に関係する幅広い主体に活用される参考図書として作成されたものです。

- 港湾景観の捉え方、取組みレベルに応じた留意点等の基本的事項や活用方法
- 港湾景観の現状を評価する手順や手法
- 景観形成方策の代表的な事例
- 景観検討及び景観整備における各主体の役割や体制づくりにおける留意事項

海岸景観形成ガイドライン

(平成18年1月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁)

このガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取組みの方策を示すものです。

- 海岸景観の捉え方
- 海岸における景観形成の理念
- 調査段階から計画、設計、施工に至る各段階において配慮すべき事項とその考え方
- 景観形成に向けた取組み・体制

農業農村整備事業における景観配慮の手引き (平成 18 年 5 月 農林水産省農村振興局)

この手引きは、「水とみどりの『美の里』プラン 21」において、農業農村整備事業における景観配慮が原則化されたことを踏まえ、農村景観の現状や美しさの捉え方などの解析手法を整理し、保全、形成を適切に行うための景観設計に必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を解説しています。

- 地域における農村景観の保全、形成に向けた取組みの促進
- 農業農村整備事業における環境との調和への配慮の推進

河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

(平成 18 年 10 月 国土交通省河川局)

このガイドラインは、それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全をはかることを目的として、川づくりに関わる人々が、河川及び河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したものです。

- 河川の本質や河川景観に対する理解を深めるための基礎知識
- 良好な河川景観の形成や保全をはかるための仕組み
- 河川景観の調査、計画や設計の手法

砂防関係事業における景観形成ガイドライン (平成 19 年 2 月 国土交通省砂防部)

このガイドラインは、砂防関係事業に伴い、事業予定箇所及びその周辺において良好な景観を形成するために、当該事業に携わる者が、いつ、何を、いかに、なすべきかを体系的に示すものです。

- 景観形成の基本理念(防災機能の確保、時間軸の考慮、地域の個性尊重)
- 景観形成の基本方針(機能美の尊重、砂防施設と周辺環境との調和、景観形成のための設計の手順)
- 景観形成の配慮事項
- 関係機関及び地域住民等との関係

(2) 県内の公共事業における配慮事項

＜公共建築物における主な配慮事項＞

公共建築物は、地域を特徴づける施設となるため、周辺の地形や自然資源、歴史資源との調和に配慮することが必要です。また、建築物の材料や意匠、色彩等にも配慮するとともに、屋外空間も含めて、地域の誇りとなる施設を計画することが重要です。

◇基本的な配慮項目



香川県庁の敷地内緑化

周辺環境	讃岐山脈から瀬戸内海までの香川県特有の地形や自然環境と調和するよう、形態や色彩に配慮する
	歴史的な建造物や樹木、街並みなどの地域の歴史や文化を活用する
施設	公共施設の敷地内は積極的な緑化を行うなど、建物周辺の共有空間が潤いのある景観となるよう配慮する
	地域固有の建築様式や工法、素材、仕上げなどに配慮する 時間の経過とともに、美しく味わいある景観となるような材料、工法を選択する
	沿道景観と調和するよう、ファサードや外溝等に配慮する 瀬戸内海側に広がる市街地の夜間景観を創出するため、照明デザインに配慮する

＜道路景観における主な配慮事項＞

道路事業の実施に当たっては、都市の成り立ちや地域の歴史・文化に十分に配慮した計画とすることが原則です。周辺の景観資源を活用するとともに、景観阻害要素を是正し、シンプルで快適な歩行空間とすることが重要です。

◇基本的な配慮項目



県庁前通り（電線地中化）

周辺環境	歴史的な街割りや、讃岐平野に広がる田園景観に十分配慮した計画とする
	周辺の自然や歴史的建造物、都市のシンボルとなる施設を活用した計画とする
施設	立体交差や高架構造物などは、周辺の住環境の悪化や、讃岐平野に広がる農地や自然の分断がないように配慮する
	交通結節点は、開放的な公共空間とし、周辺との調和やシンボル性に配慮する
	街路樹やガードレールなどの街路施設は、周辺の街路空間との調和とヒューマンスケールの維持に配慮する 無電柱化を図るとともに、歩行や視覚的な妨げとなる過剰なデザイン工作物は設置しないように配慮する

<河川景観における主な配慮事項>

県内を流れるそれぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成・保全を図る必要があります。河川の成り立ちや特性、広域的な流域に十分に配慮した景観づくりが重要です。

◇基本的な配慮項目



土器川

周辺環境

土器川などの地域を象徴する河川については、地域の風土や河川の歴史に十分に配慮する

貴重な広域的な景観軸として、周辺市町を含めた流域の景観や地域のあり方に配慮する

施設

河川に生息する動植物などの生態系の保全に十分に配慮する

河川整備に当たっては、河川周辺の山や緑地・公園などの景観資源を取り込むよう配慮する

<都市公園における主な配慮事項>

都市公園は、人々が日常的に緑とふれあい、景観を楽しむことができる場であり、安全性の確保や生態系の保全など、都市公園に求められる多様な機能と景観形成との調和を図ることが重要です。

◇基本的な配慮項目



高松市中央公園

周辺環境

地域の個性や歴史、生活文化に配慮し、都市を代表する公園については、都市のランドマークとなるよう、周辺からの見え方に配慮する

周辺の河川や道路事業と連携を図り、一体的な景観となるよう配慮する

施設

里山やため池などの地形や空間の変化を利用して、様々な景観を演出するよう配慮する

時間の経過に伴う樹木の成長等により、景観が変化することに留意する

<海岸・港湾景観における主な配慮事項>

海岸特有の地形やそこに生息する動植物などに配慮するとともに、背後にある人々の暮らしや自然資源とバランスのとれた景観づくりに取り組むことが重要です。

◇基本的な配慮項目



琴弾公園

周辺環境

海岸の整備に当たっては、瀬戸内海の自然環境に十分配慮するとともに、香川県の特徴的な里山や樹木、島嶼部などの地域景観に配慮する

背後にある市街地の広がりや自然の山なみなどの景観を阻害しないよう配慮する

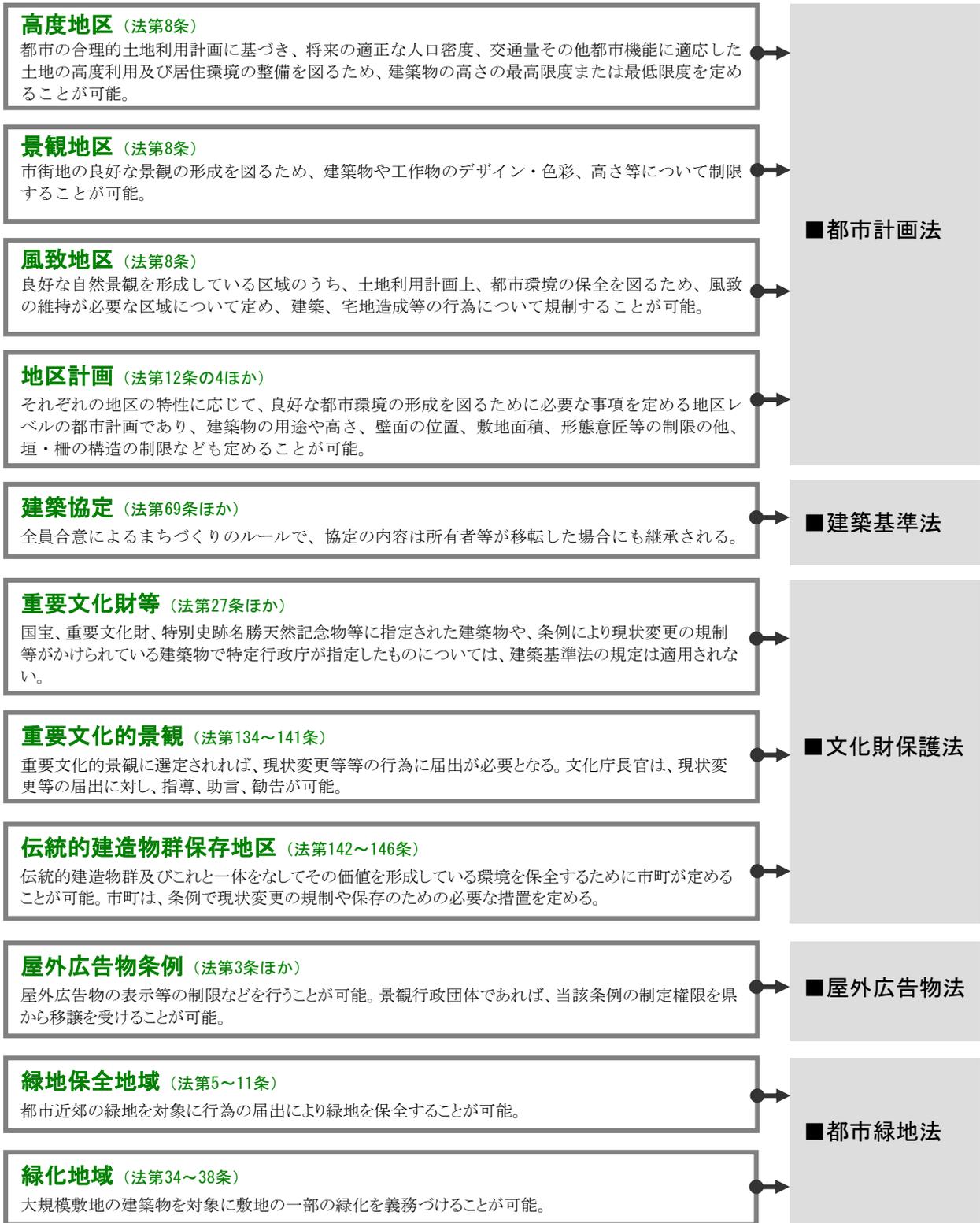
施設

瀬戸内海沿岸の海浜地形の傾斜や起伏を活かし、効果的な海岸景観を演出するよう配慮する

瀬戸内海沿岸における工業地などの人工的な印象を緩和するため、施設周辺の緑化や親水空間の演出に配慮する

(3) 景観形成に活用できる法制度

現存する地域の景観資源を保全・活用するために法的措置を講じるとともに、関連する諸制度を活用することができます。地域の実状に合った方法を選択し組み合わせる等の工夫が必要です。



(4) 景観形成に活用できる補助事業

景観づくりに関連する国や県の事業・制度を以下に整理します。

分類	事業・制度	概要	担当
文化庁	文化的景観保護推進事業	重要文化的景観の修理・修景・復旧・防災等の事業に対する補助。	文化振興課
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の修理・修景又は復旧に対する補助。	生涯学習・文化財課
文化庁	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定の史跡等内の地域の中核となるものの整備・活用を図る事業に対する補助。	生涯学習・文化財課
文化庁	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区を対象として、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組みを支援し、文化財を観光資源として開花させ、地域の活性化を推進する。	生涯学習・文化財課
文化庁	歴史文化基本構想策定支援事業	地方公共団体が、地域の文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて、総合的に保存・活用し、観光資源を有効活用するための基本的な構想として「歴史文化基本構想」を策定・改訂するための事業を支援	生涯学習・文化財課
文化庁	「歴史の道」活用事業	歴史の道調査等によって把握されてきた古道を歩き、周辺の史跡・文化財にふれることによって地域の歴史文化の理解の一助とするとともに、文化財の周囲の環境の保護を含めた文化財保護の一層の促進を図るもの。	生涯学習・文化財課
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持・確保するため、集落協定等に基づいた継続的かつ前向きな農業生産活動などに対して支援を行う。	農村整備課
農林水産省	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、農業者等で構成される組織が、水路、農道、ため池等の地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動に対して支援を行う。	農村整備課
農林水産省	農産漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然等の地域資源を活用した、都市と農村との共生・対流を推進する取組や農福連携を推進する取組、農山漁村における定住の促進のための施設整備等の支援を行う。	農村整備課
農林水産省	農村集落基盤再編・整備事業	農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設や、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等の修景施設の整備を実施。	農村整備課
農林水産省	地域用水環境整備事業	農業水利施設の保全管理・整備と一体的に、親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路などの整備を実施。	農村整備課

分類	事業・制度	概要	担当
農林水産省	農地環境整備事業	耕作放棄地を含めた農地を対象として、国土・環境の保全と優良農地を保全するための整備を実施。	農村整備課
林野庁	流域育成林整備事業	育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備や、森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備などを行う。	みどり整備課
林野庁	森林空間総合整備事業	「森林と人との共生」を重視する森林において、不特定多数のものを対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。	みどり整備課
林野庁	絆の森整備事業	身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。	みどり整備課
林野庁	里山エリア再生事業	竹林対策、耕作放棄地や野生鳥獣害への対策等里山エリアが抱える課題に対応しつつ緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出していくために、居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備等を行う。	みどり整備課
林野庁	新たな木材需要創出総合プロジェクト事業	森林資源を活用し木材需要を創出・拡大するため、森林づくりにつながる、総合的普及啓発・国民運動を促進する取組を支援する事業	みどり整備課
林野庁	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の有する多面的機能の発揮のため、地域住民等による森林の保全管理活動等への取組を支援する事業	みどり整備課
水産庁	漁村再生交付金	地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業。	水産課
水産庁	海岸環境整備事業	海岸保全区域内において、国土保全との調和を図り、併せて快適な海浜利用増進に資するため、離岸堤、突堤、階段式護岸、養浜などの施設を整備する事業。	水産課
水産庁	自然調和型漁港づくり推進事業	水質の保全、周辺環境への影響緩和等自然環境との調和に配慮した漁港施設を整備する事業。	水産課
水産庁	漁港環境整備事業	漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上に資する施設等の整備を行う事業。	水産課
水産庁 国土交通省	地方創生港整備推進交付金	地方港湾と第1種漁港又は第2種漁港における地域の交流促進のための環境整備事業。	水産課 港湾課

分類	事業・制度	概要	担当
経済産業省 中小企業庁	地域・まちなか商業活性化支援事業	地域住民のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた取組により商店街の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進する事業や、中心市街地活性化法の認定計画に記載されている調査分析事業、ハード事業、ソフト事業等に対して補助。	経営支援課
国土交通省	海岸環境整備事業(河川)	国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資する。	河川砂防課
国土交通省	ラブリバー整備事業	ボランティア活動として堤防の草刈等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放し、もって住民の河川への親しみを醸成し、住民と共に河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。	河川砂防課
国土交通省	統合河川環境整備事業	良好な河川環境を保全・復元並びに創出することを目的に、汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・下降環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、環境学習や癒しの場として周辺地域と一体となって親水や舟運等の河川利用推進を図る。	河川砂防課
国土交通省	「かわまちづくり」支援制度	観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。	河川砂防課
国土交通省	港湾環境整備事業	港湾等の公共施設の緑化を進めるなど、市街地やその周辺環境と調和のとれた、憩いの場として、豊かで潤いのある質の高い港湾空間を創出する。	港湾課
国土交通省	海岸環境整備事業(港湾)	美しい瀬戸内海の優れた自然環境の中、安全・自然・利用面で調和した、憩いの場として、豊かで潤いのある質の高い海岸空間を創出する。	港湾課
国土交通省	社会資本整備総合交付金(市街地再開発)	市街地再開発事業の施行地区内において、都市景観上重要な歴史的建築物などを活用し、市街地の一体的な整備を行う事業。	都市計画課
国土交通省	土地区画整理事業	既成市街地や新市街地において、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として換地手法を用いて土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な住宅宅地の供給などを行う事業。	都市計画課
国土交通省	都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。	都市計画課

分類	事業・制度	概要	担当
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。	都市計画課
国土交通省	景観まちづくり刷新支援事業	観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等の景観資源を保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるような空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、我が国に存在する良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。	都市計画課
国土交通省	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援とともに、景観まちづくり刷新支援事業と一体的となって、観光地の魅力向上に資するソフト事業に支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。	都市計画課
国土交通省	民間都市再生整備事業	都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、まちづくり交付金と連携した民間都市開発事業への出資、住民参加型まちづくりファンド支援、ストック再生型まちづくり支援など・まち再生のために民間資金を誘導する制度。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (道路)	都市内の主要な公共空間である道路空間を、市民に親しまれ、生活にうおいを与えるシンボルの場として、計画的かつ総合的に対応していく路線を、シンボルロード整備事業として位置付け重点的に整備を行う。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (道路)	街路整備の効果を沿道だけでなく、周辺地区に及ぼし良好な沿道市街地を形成しようとする事業。都市計画道路の整備について公共施設管理者負担金制度を活用して土地区画整理事業により行うもので、街路事業者が負担する公共施設管理者負担金について国が補助。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (道路)	日常生活の豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、地区レベルの街路の再整備を図り、テーマをもってまちづくりに取り組もうとしている地区を対象とした街路事業の整備を行うための事業。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (道路)	未整備な都市内の幹線道路で、道路網の早期形成などの観点から整備優先度が高い狭隘区間のうち、直接買収手法ではなく、公共施設管理者負担金制度を活用した市街地再開発手法により一体的に整備することが有効な区間について国が補助。	都市計画課

分類	事業・制度	概要	担当
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (道路)	道路の地下空間を活用して、既存電線類の地中化と併せ、光ファイバーなども収容する電線共同溝(C.C.BOX)を整備する事業。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (公園)	「緑の基本計画」に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のうち、緑化目標、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う地区について、これらの事業を市町村単位の一括採択により実施。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (公園)	「緑の基本計画」又は「景観計画」に基づき、都市公園の整備、緑地保全地区等の指定、市民緑地の開設等多様な手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保に対し、総合的な支援を行うことで、都市域における水と緑のネットワークの形成の推進を図るもの。	都市計画課
国土交通省	社会資本整備総合交付金 (公園)	都市における良好な自然的環境を有する緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するもの。市町が策定する緑地保全等事業計画に基づき、特別緑地保全地区内等で必要な土地の買入れ及び保全利用施設の整備に対し補助。	都市計画課
国土交通省	街なみ環境整備事業	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及びまちづくり協議会等のまちづくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の街なみや景観の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。	住宅課
国土交通省	住宅市街地総合整備事業	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など、都市再生の推進に必要な課題に機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に実施。	住宅課
香川県	中心市街地商店街活性化支援事業	中心市街地の賑わいづくりや街並み整備などの事業に取り組み、魅力ある商店街づくりを自ら推進しようとしている商店街団体の活動に対して、地元市町とともに支援する。	経営支援課
香川県	まちづくり型観光推進事業	地域住民等が主体となって地域の資源を発掘し磨き上げる「まちづくり型観光」事業を支援する。 補助金交付先:観光協会、まちづくり協議会等 ・補助率:補助対象経費の1/2 ・補助限度額:500万円	観光振興課

I 県内でのこれまでの主な取組み

II 県内における具体的な取組みイメージ

1. 計画による景観づくり
2. 住民主体の景観づくり
3. 事業による景観づくり

III 景観づくりに関するQ&A

1. 景観行政団体について

Q1 政令市・中核市でない市町が景観行政団体になるにはどうすればよいですか。

A1 知事との協議の上、同意を得る必要があります。同意が得られれば、公示等の手続きを経て、景観行政団体になることができます。

2. 景観計画の策定について

Q2 景観行政団体になった市町は、いつまでに景観計画を策定する必要がありますか。

A2 景観計画を策定する期限はありません。景観は住民の暮らしに密接に関係するものであること、また、景観計画は行為の制限に関する事項等を定める計画であることから、景観計画の策定に当たっては、住民参加の機会を拡大し、住民の合意形成を図る必要があります。

Q3 海岸や河川など、複数の景観行政団体の行政区域にまたがる広域的な景観を保全したい場合、各景観行政団体が作成する景観計画の整合をどう図っていくのですか。

A3 広域的な景観の形成については、各景観行政団体間の連携により、調和のとれた規制誘導を実施する必要があります。各景観行政団体間の規制誘導策の連携・調整の場として、法第15条第1項に基づく景観協議会があり、互いの景観協議会に関係行政機関として参加し、共同で一つの景観協議会として運用することや、関係行政機関として県を構成員に加えることが考えられます。また、法定外の任意の協議会を組織して、景観行政団体間等で共同で景観計画の案の検討を行うことも考えられます。

3. 景観重要建造物・景観重要樹木について

Q4 地域住民が地域のランドマークとなる建造物・樹木を景観重要建造物・景観重要樹木として、指定して欲しい場合は、どのようにすればよいですか。

A4 まず、その地域が景観計画区域内であり、かつ、景観計画で景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針が定められており、その方針に即していること等の必要があります。その上で、建造物や樹木の所有者が、自ら景観行政団体に指定の提案をすることができます。また、所有者の同意のもとで景観整備機構(NPO法人や公益法人など)が提案する方法もあります。景観行政団体の長は、提案を受けて指定するか否かの判断を下します。指定しない場合、景観行政団体の長は、その理由を提案者に通知する義務があります。

4. 景観地区について

Q5 景観法では「市町村は、(中略)都市計画に、景観地区を定めることができる。」とありますが、都市計画区域内であれば、景観行政団体ではない市町についても、景観地区を定めることができますか。

A5 できます。景観地区は、都市計画の地域地区の一つであり、都市計画決定権者である市町が定めるものです。

Q6 どのような場所を景観地区として定めることができますか。

A6 都市計画区域又は準都市計画区域内で、市街地の良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観地区に定めることができます。市街地の良好な景観の形成とは、建築物とその他の人工的要素や自然的要素が一体となって、当該地区の景観上の特徴を維持又は増進させること、あるいは新たに良好な景観を創出することであり、既に良好な景観が存在している必要はありません。

5. 景観法に係る規制について

Q7 景観法で、用途制限を行うことはできますか。

A7 景観計画や景観地区では建築物等の用途を制限することはできません。特定の用途を規制・誘導する必要がある場合には、特別用途地区や地区計画等の都市計画制度を活用することにより可能となります。

6. 住民参加について

Q8 住民が景観計画の策定に参加することはできますか。

A8 景観計画を定めようとするときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。また、一定の要件を満たした土地の区域について、住民等による提案制度が設けられています。これは、当該区域内の土地の所有者等又はまちづくりNPOや公益法人等が、土地の所有者等の一定の割合以上の同意を得た場合には、景観行政団体に対して、景観計画の策定又は変更の提案をすることができる制度です。

計画の提案が行われたときは、景観行政団体は、遅滞なく、景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうか判断しなければなりません。

美しい香川づくり

香川県景観形成指針

— 資料編 —

— 平成 29 年 4 月 —

香川県土木部都市計画課
〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
TEL (087) 832-3557

